公 示 送 達 書

南風原町告示第　138　号

令和8年10月29日

南風原町長　金 城 宏 孝

下記の送達すべき書類が、本人の住(居)所不明等のため送達する事ができないため、地方税法第20条の2及び南風原町税条例第18条の規定により公示送達します。　地方税法第20条の2第3項の規定により、同条第2項に規定する措置を開始した日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなします。

なお、送達すべき書類は、南風原町税務課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申し出があればいつでも交付します。

記

送達を受けるべき者の氏名、名称	送達をすべき書類の名称	備　考
DIMAS　ADITYA	令和8年度　町民税・県民税・森林環境税　納税通知書	
MUHAMAD WILLY SENA AJI	令和8年度　町民税・県民税・森林環境税　納税通知書	